

## 国民年金の被保険者

日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の方は、原則として国民年金に加入しなければなりません。国民年金は、職業などにより次の3種類に分類されます。

### ●第1号被保険者

自営業者や農林漁業者、学生、無職など（第2号・第3号被保険者を除く）

### ●第2号被保険者

会社員や公務員など厚生年金や各種共済組合に加入している人。

### ●第3号被保険者

65歳未満の第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者。

### ●任意加入被保険者

◆次に該当する方は、希望により国民年金に加入することができます。ただし、さかのぼって加入することはできません。

- ・年金額を増やしたい方は65歳までの間
- ・受給資格期間を満たしていない方は70歳までの間
- ・外国に居住する20歳以上65歳未満の日本人の方

## 国民年金の種類

国民年金には次の種類の給付があります。

### ●老齢基礎年金

保険料を納めた期間と保険料を免除された期間などの合計が10年以上ある人が、65歳になったときから支給されます。なお、60歳を過ぎれば繰り上げて受けることもできますが、年齢に応じて一定の割合で減額されます。

### ●障害基礎年金

国民年金に加入している間に病気やけがで障害者（「国民年金法」で定める障害の程度が1・2級に該当）になったとき支給されます。また、生計をともにしている18歳到達年度の末日を経過していない子（障害者の場合は20歳未満）がいるときは加算されます。ただし、一定の保険料納付要件があります。なお、20歳になる前に2級以上の障害になった人は20歳から支給されます。

## ●遺族基礎年金

国民年金の被保険者期間中、または老齢基礎年金の受給資格を満たした夫が亡くなったとき、その方によって生計が維持されていた子（18歳到達年度の末日を経過していない子、障害者の場合は20歳未満）のある妻、または子に支給されます。ただし、一定の保険料納付要件があります。

## 第1号被保険者に対する独自給付

### ●寡婦年金

老齢基礎年金の受給資格期間を満たした夫が年金を受けずに亡くなったとき、婚姻期間が継続して10年以上あった妻に、60歳から65歳になるまでの間支給されます。

#### ◎年金額

夫の第1号被保険者期間について計算した老齢基礎年金の額の4分の3

※ 死亡した夫が老齢基礎年金や障害基礎年金を受給している場合、また妻が老齢基礎年金を繰り上げ請求している場合、死亡一時金をすでに受給している場合は支給されません。

### ●付加年金

定額の保険料に、月額400円の付加保険料を納めた月数が、老齢基礎年金に加算されます。

◎年金額  $200 \text{円} \times \text{付加保険料を納めた月数}$

### ●死亡一時金

第1号被保険者の加入期間中に、保険料を3年以上納めた人が、どの基礎年金も受けずに死亡した場合、その方と生計を同じくしていた遺族が受けることができます。請求者の優先順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順です。

## 国民年金保険料

保険料は 60 歳になる月の前月まで納めます。国民年金第 1 号被保険者が納める保険料は、年齢や性別、所得に関係なく一律です。

### ●国民年金第 1 号被保険者の保険料（平成 30 年度）

定額保険料 月額 16,340 円

付加保険料 月額 400 円

※任意加入被保険者の保険料も同様です

### ●納付方法

#### ◆納付書

日本年金機構が発行する納付書で金融機関、郵便局、コンビニエンスストアなどで納付してください。

#### ◆口座振替

金融機関、郵便局の預金口座から保険料を自動引き落としします。口座振替には、毎月納付（翌月末振替・当月末振替による早割制度）、6 ヶ月前納、1 年前納、2 年前納の方法があります。

前納割引制度（6 ヶ月前納、1 年前納、2 年前納）には、納付方法により保険料の割引が設定されています。

希望される場合は、金融機関、郵便局、年金事務所・町高齢者保険課保険年金係窓口で口座振替申出の手続きが必要です。

## 国民年金の各種手続き

次の場合は、国民年金に関する手続きが必要です。

### ●20歳になったとき

厚生年金（共済年金）に加入している人や第3号被保険者以外の人は、国民年金の加入手続きが必要です。20歳の誕生日月に年金事務所から加入手続きの案内が送付されます。案内の中の「国民年金被保険者関係届書（申出書）」にご記入の上、高齢者保険課または年金事務所へご提出ください。

### ●退職、就職などのとき

#### ◆会社などを退職したとき

厚生年金（共済組合）に加入していた人が60歳までに退職したときは、国民年金第1号被保険者への加入手続きが必要です。

扶養する配偶者（第3号被保険者）がいる場合は、配偶者の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続きが併せて必要です。

#### <手続きに必要なもの>

- ・年金手帳または通知カード（個人番号カード）
- ・会社などを退職した日が確認できる書類  
（離職票，社会保険喪失証明，退職証明，退職辞令など）
- ・印鑑（認印）

#### ◆会社などに就職したとき

厚生年金（共済組合）に加入する手続きは、勤務先の事業所を通じて行います。扶養する配偶者がいる場合は、勤務先の事業所を通じて第3号被保険者への手続きが必要です。

### ●被扶養配偶者でなくなった、被扶養配偶者になったとき

#### ◆被扶養配偶者でなくなったとき

本人の収入増加などの理由で扶養から外れたり、配偶者が退職したときは、国民年金第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の手続きが必要です。

※厚生年金（共済組合）に加入している配偶者が65歳になったときは、60歳未満の被配偶者は第3号被保険者ではなくなります。国民年金第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続きが必要です。

#### <手続きに必要なもの>

- 年金手帳または通知カード（個人番号カード）
- ・扶養から外れた日の確認できる書類
- ・印鑑（認印）

#### ◆被扶養配偶者になったとき

結婚などの理由で厚生年金（共済組合）に加入している配偶者に扶養されるようになったときは、国民年金第3号被保険者への手続きが必要です。手続きは、配偶者の勤務先の事業所を通じて行います。

#### ●住所が変わったとき

平成30年3月5日より、日本年金機構でのマイナンバー利用開始のため、個人番号と基礎年金番号が紐付いている方については、届出が不要となりました。

#### ●住所が変わったとき

平成30年3月5日より、日本年金機構でのマイナンバー利用開始のため、個人番号と基礎年金番号が紐付いている方については、届出が不要となりました。

#### ●死亡したとき

##### ◆国民年金被保険者が亡くなったとき

国民年金被保険者期間中に死亡したときは、遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金等の制度があります。受給要件を満たしている必要がありますので、年金事務所や高齢者保険課窓口までご相談ください。

##### ◆年金受給者が亡くなったとき

年金受給者が死亡したときも手続きが必要となります。それぞれ受給している年金の種別により受給要件や手続き方法が異なりますので、年金事務所や高齢者保険課窓口までご相談ください。

## 保険料免除・猶予制度

経済的な理由などで、保険料の納付が困難な場合には、本人の申請により保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

### ●申請免除制度

本人、その配偶者、世帯主の前年の所得が一定額以下であれば、申請により保険料の全額または一部が免除されます。（所得が未申告の人は申告が必要です）

### ◆免除の区分

申請免除には、次の4段階があります。

- ・全額免除
- ・4分の3免除（4分の1納付）
- ・半額免除（半額納付）
- ・4分の1免除（4分の3納付）

※ただし、納付すべき保険料を納めない場合は、未納期間になります。

また、追納しない限り、将来受け取る年金額が減額になります。

### ◆申請手続き

年度ごとに申請手続きが必要です。対象期間は、7月から翌年6月までです。

#### <手続きに必要なもの>

- ・年金手帳または通知カード（個人番号カード）
- ・印鑑（認印）
- ・本人、配偶者、世帯主の離職票などが必要な場合があります。

### ●若年者納付猶予制度

50歳未満の方で、本人とその配偶者の前年の所得が一定額以下であれば、申請により保険料の納付が猶予されます。（所得が未申告の人は申告が必要です）

対象期間は7月から翌年6月までです。ただし、追納しない限り、老齢基礎年金の額には反映されません。

#### <手続きに必要なもの>

- ・年金手帳または通知カード（個人番号カード）
- ・印鑑（認印）
- ・本人、配偶者の離職票などが必要な場合があります。

## ●学生納付特例制度

学生で、前年の所得が一定額以下であれば、申請により保険料の納付が猶予されます。対象期間は4月から翌年3月までです。

ただし、追納しない限り、老齢基礎年金の額には反映されません。

※ 学生とは、大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校などに在学する方で、夜間・定時制課程、通信制課程の学生も対象となります。対象校の確認は、年金事務所へお願いします。

### <手続きに必要なもの>

- ・年金手帳または通知カード（個人番号カード）
- ・印鑑（認印）
- ・学生証（写）または在学証明書  
※学生証の写しは、有効期限が確認できるもの
- ・本人の離職票などが必要な場合があります。

## ●保険料免除などと給付の関係

承認された期間は、老齢、障害、遺族基礎年金の受給資格をみる場合に必要期間に算入されます。一部納付については、一部納付保険料を納付していることが必要です。

保険料の「免除」と「納付猶予（学生の場合は学生納付特例）」は、以下の表のとおり、その期間が年金額に反映されるか否かで違いがあります。

	老齢基礎年金		障害基礎年金 遺族基礎年金 (受給資格期間 への算入)
	受給資格期間 への算入	年金額への反映	
納付	○	○	○
全額免除	○	○ (※2)	○
一部納付 (※1)	○	○ (※3)	○
若年者納付猶予 学生納付特例	○	×	○
未納	×	×	×

※1 一部納付の承認を受けている期間については、一部納付の保険料を納付していることが必要です。

※2 平成 21 年 4 月分以降は、2 分の 1 が国庫負担されています。

(平成 21 年 3 月分までは 3 分の 1 が国庫負担)

※3 4 分の 1 納付の場合は「5/8」が年金額に反映します。

(平成 21 年 3 月分までは 1/2)

2 分の 1 納付の場合は「6/8」が年金額に反映します。

(平成 21 年 3 月分までは 2/3)

4 分の 3 納付の場合は「7/8」が年金額に反映します。

(平成 21 年 3 月分までは 5/6)

(注) 障害基礎年金および遺族基礎年金を受け取るためには一定の受給要件があります。

(注) 保険料免除・納付猶予(学生の場合は学生納付特例)は 10 年以内であれば、後から追納して老齢基礎年金の受給額を満額に近づけることが可能です。ただし、保険料免除・納付猶予を受けた期間の翌年度から起算して 3 年度目以降は、当時の保険料に一定の金額が加算されます。

なお、追納した場合のその期間は「納付」期間として取扱います。

## 日本年金機構について

平成 22 年 1 月 1 日から社会保険庁が廃止され、新たに「日本年金機構」が発足しています。

年金証書や年金手帳はそのまま有効であり、また年金の支払や各種の届出方法も今までと変更はありません。また、高齢者保険課での取扱いについても変更はありません。

これまでの社会保険事務所は、新たに「年金事務所」と名称が変わっています。

## 善通寺年金事務所

〒765-8601

香川県善通寺市文京町 2-9-1

電話番号 0877-62-1662

FAX 番号 0877-62-8619